

(FC5) 構造工学委員会規則

昭和56年6月12日	制 定	平成15年5月20日	一部改正
昭和58年7月19日	一部改正	平成15年11月5日	〃
昭和61年4月20日	〃	平成17年11月5日	〃
昭和63年11月28日	〃	平成17年11月25日	〃
平成2年4月24日	〃	平成18年9月15日	〃
平成4年10月6日	〃	平成23年6月17日	〃
平成8年5月22日	〃	平成23年11月18日	〃
平成9年10月29日	〃	2019年3月15日	〃

(目的)

第1条 構造工学委員会（以下「委員会」という）は、他の関連委員会と連携を保ちつつ、土木構造物に関する調査研究および土木工学の分野における構造工学の研究の振興ならびに他学協会との研究連絡を行い、学術、技術の進展ならびに関連諸分野の研究活動の総合化に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、前項の目的を達成するために、構造工学ならびにこれに関する次の事業を行う。

- (1) 構造工学に関する諸問題の調査・研究
- (2) 講演会、講習会、シンポジウム、見学会等の継続教育プログラムの開催
- (3) 国内および国外の学協会関係機関との研究連絡
- (4) 資料公刊の企画・編集
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(構成)

第3条 委員会の構成は次による。

- 委員長 1名
- 副委員長 若干名
- 委員 約50名

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長の選考および推薦は、構造工学委員会委員長選考内規による。

2 委員長、副委員長および委員の委嘱と任期は次による。

- (1) 委員長は、構造工学委員会の推薦を理事会にはかつて会長が委嘱する。副委員長は、構造工学委員会委員長が指名、会長が委嘱する。委員は原則として委員長の推薦によって会長が委嘱する。
- (2) 委員長、副委員長および委員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。ただし、委員長および副委員長の再任は連続2期までとする。
- (3) 任期の途中において交代した委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(小委員会の設置)

第5条 委員会は、事業を遂行するために、運営小委員会、教育小委員会、研究小委員会、連絡小委員会、編集小委員会、必要に応じて委託研究小委員会および特別研究小委員会を設ける。

- (1) 運営幹事会は、委員長を補佐して、委員会事業の企画、立案等、委員長の指示する任務を行う。
- (2) 教育小委員会は、教育による土木学会の国際貢献、次世代の育成、学会員の技術者資質の向

上を目的とし、構造工学分野に関連する教育プログラムを企画、立案し、必要に応じ実施を担当する。

- (3) 研究小委員会は、特定の事項について研究調査を行うことを目的とし、委員会の議を経てこれを設置する。
- (4) 連絡小委員会は、その分野における国内外との連絡および国内外の学協会と共同して行う研究集会の開催等を目的とし、委員会の議を経てこれを設置する。
- (5) 編集小委員会は、構造工学に関する出版物、論文集等の編集を行うことを目的とし、委員会の議を経てこれを設置する。
- (6) 委託研究小委員会は、部外からの委託の申し出により、研究、調査、試験等を行うことを目的とし、委員会の議を経てこれを設置する。
- (7) 特別研究小委員会は、特別な必要性がある場合に、委員会の議を経てこれを設置する。

(運営)

第6条 委員会、小委員会の運営については、土木学会委員会規程、この規則および別に定める構造工学委員会運営内規、構造工学委員会委員長選考内規によるものとする。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則等の変更)

第8条 この規則、運営内規、および選考内規の改正は、委員会の議を経なければならない。

2 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（昭和56年6月12日） この内規は、昭和56年6月12日から施行する。

附則（昭和58年7月19日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（昭和61年4月20日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（昭和63年11月28日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成2年4月24日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成4年10月6日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成8年5月22日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成9年10月29日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成15年11月5日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成17年11月5日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成17年11月25日） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成18年9月15日 理事会議決） この変更内規は、昭和58年7月19日から施行する。

附則（平成23年6月17日 理事会議決） この変更内規は、平成23年6月17日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（2019年3月15日 理事会議決） この変更規則は、2019年3月15日から施行する。